

社会福祉法人ゆず福社会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆず福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任・解任委員及び第三者苦情対応委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長及び業務執行理事）については、別表1のとおり報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払う事ができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、支給しない。ただし職員を兼ね職員給与を支給している役員等の退職手当は、加入している福島県社会福祉協議会社会福祉事業施設団体職員共済事業において計算された額を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、支給しない。
- (3) 通勤手当については、職員を兼ねている役員等へ職員給与規程第10条の規定に準ずる額

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、別表2の通り費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払う事ができる。
- 3 評議員選任・解任委員が法人業務のための会議・出張及びその他理事長が必要と認めた場合別表2（4）のとおり費用を弁償する。ただし交通費の実費が費用弁償額を越える場合は、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。
- 4 第三者苦情対応委員が法人業務のための会議・出張及びその他理事長が必要と認めた場合別表2（5）のとおり費用を弁償する。ただし交通費の実費が費用弁償額を越える場合は、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、別表1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第3条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、職員退職金規程に準じて支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、第3条に関わらず別表3の支給基準に準じて支給する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。
またこの規程は、平成29年4月1日に遡り適用する。
この規程の変更は、令和2年 3月31日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	理事長	理事施設長
役員報酬額	月額 150,000 円を支給する	施設長手当 月額 65,000 円を役員報酬として支給する

別表2（費用弁償）

（1）理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

常勤役員等	支給しない
非常勤役員等	5,000 円

（2）監事が、監査を実施した場合及び行政機関による監査の立会の費用弁償

福島市内	5,000 円
伊達市 伊達郡 二本松市 安達郡	6,000 円
その他	8,000 円

（3）役員等が法人及び施設業務のために出張した場合の費用弁償

その他、理事長が必要と認めた場合の費用弁償

福島市内	常勤役員等	支給しない
	非常勤役員等	5,000 円
伊達市 伊達郡 二本松市 安達郡	常勤役員等 非常勤役員等	6,000 円
その他	常勤役員等 非常勤役員等	8,000 円

(4) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席した場合の費用弁償
 法人業務のための出張及びその他、理事長が必要と認めた場合の費用弁償

福島市内	5,000 円
伊達市 伊達郡 二本松市 安達郡	6,000 円
その他	8,000 円

(5) 第三者苦情対応委員が苦情解決委員会への出席した場合の費用弁償
 苦情解決対応した場合の費用弁償
 法人及び施設業務のための出張の費用弁償
 その他、理事長が必要と認めた場合の費用弁償

福島市内	5,000 円
伊達市 伊達郡 二本松市 安達郡	6,000 円
その他	8,000 円

別表3 (第7条の第1項～第3項に該当する場合の常勤役員等の報酬の日割り計算)

役職名	理事長	理事施設長
計算方法	1日当たり 10,000 円×勤務日数 で計算し、上限月額 150,000 円以内で支給する	職員を兼務している場合、社会福祉 法人ゆず福祉会「給与規程」第 5条に準じて算定し支給する